

山之上校区コミュニティ協議会 会則

第1条 (名称)

本会は、山之上校区コミュニティ協議会（以下、本会という）と称する。

第2条 (事務所)

本会は、事務所を枚方市立山之上小学校内に置く。

第3条 (目的)

本会は、山之上校区における「住みよい町づくり」をめざし、自治会及び各団体の自主的な活動を促進し、緊密な連絡調整に努めるとともに、山之上校区の発展と福祉の増進を目的とする。

第4条 (構成)

本会は、前項の目的を達成するため、校区内の自治会・各団体の代表者及び地域活動経験者等（以下構成員という）を以って構成する。

第5条 (活動)

本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 構成員の拡充とその活動の活性化に関すること。
- (2) 構成員の連携強化と構成員相互間の連絡・調整の促進に関すること。
- (3) 生活環境の保全、青少年の健全育成、防災、防犯および交通安全などの対策の推進に関すること。
- (4) 福祉の向上と体育の増進、及びレクリエーション活動に関すること。
- (5) 行政機関及び関連機関との連絡調整に関すること。
- (6) 校区内の親睦のための活動及び行事の推進に関すること。
- (7) その他、本会の目的に必要な活動に関すること

第6条 (役員)

本会に、次の役員を置く

会長 1名	副会長 若干名	
事務局長 1名	会計 1名	書記 2名
会計監査 2名	顧問 若干名	

- 2 役員（除く、顧問等）は役員会で構成員及びその経験者の中から選出し、総会で承認を要する。
- 3 顧問等は、必要に応じ、会長が依頼する。
- 4 任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

任期中に欠員が生じた場合補充することができる。但し、後任の役員は前任者の残り期間を任期とする。

5 役員の任務

会長	本会を代表し、会務を統括する。
副会長	特定の分野、或いは重要なテーマを担当すると共に、会長に事故ある時はその職務を代行する。
事務局長	会長を補佐し、本会の事務を統括する。
書記	本会の記録の作成と構成員への広報を担当し、庶務業務も併せて行う。
会計	本会の会計業務を担当する。
会計監査	本会の会計を監査し、総会に報告する。
顧問	必要に応じて会長の諮問に応じる。

第7条 (会議)

本会の会議は下記の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 自治会部会
- (4) 専門部会
- (5) 合同会議

2 会議は、全て会長が招集する。

第8条 (総会)

総会は、本会の最高議決機関として次の事項を審議し決定する。

- (1) 本会の活動方針
- (2) 役員の選任
- (3) 活動報告および決算
- (4) 活動計画および予算
- (5) 会則の改廃
- (6) その他会の運営に関する重要事項

2 総会は、構成員で構成する。

3 総会は、定時総会および臨時総会とする。

4 定時総会は、年1回開催する。

臨時総会は、構成員の3分の1以上の請求があったとき、または役員会において総会開催の議決があったときに、会長が招集する。

5 総会は、構成員の2分の1の出席（代理出席も可）を以って成立する。

但し、止む得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。

- 6 総会の決議は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 7 総会の議長は会長が当たり、司会は副会長もしくは事務局長が担当する。
- 8 災害発生・交通遮断・感染症流行等により、第4項に定める総会の招集が困難であると認めるときは、役員会の承認を得たうえで、総会にかわる措置を取ることが出来る。
- 9 書面等による決議案件に対して、委員の過半数の賛同が得られたときは、第5項に定める総会の決議を得たものとみなす。

第9条 (役員会)

役員会は、顧問を除く第6条の役員を以って構成し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
 - (2) 活動計画の執行及び収支に関する事項
 - (3) 運営上の重要事項に関する事項
 - (4) 教育機関、行政及びその他関連機関との連絡・調整事項
 - (5) 緊急課題に対する対応
 - (6) その他、本会に関わる重要事項
- 2 役員会は毎月1回、会長が招集し、議長となる。
 - 3 役員会は、役員の過半数の出席を以て成立する。
 - 4 役員会の議決は、役員の過半数を以て決する。
但し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第10条 (自治会部会)

自治会部会は、自治会長で構成し、複数の自治会組織に関連する課題や校区共通で取り組むテーマについての連絡・調整と課題の解決、および相互の情報交換を行う場とする。

- 2 課題やテーマにより出席者を縮小、或いは限定することが出来る。
- 3 責任者が都合で参加できない場合は代理を出さねばならない。

第11条 (専門部会)

専門部会は、専門組織の責任者で構成し、専門組織に関連する課題についての連絡・調整と課題の解決、および相互の情報交換を行う場とする。

- 2 運営方法は自治会部会に準じる。

第12条 (合同会議)

合同会議は、自治会部会と専門部会の責任者全員で構成し、地域全体に関わる重要課題について、連絡・調整と課題解決を行う場とする。

2 責任者が都合で参加できない場合は代理を出さねばならない。

第13条 (本部組織)

本会は、本部組織として下記の組織を編成することが出来る。

- (1) 実行委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 事務局

第14条 (実行委員会)

実行委員会は、本会が主催（または共催・後援）する、交流・親睦の為の行事を実行するためのプロジェクト組織である。

- 2 発足は役員会で決定し、複数の実行委員会の設立を妨げない。
- 3 委員長は役員、または会長から委嘱された者が担当する。
- 4 委員会は、関連する専門組織と自治会からの推薦委員で構成し、任期は当該プロジェクトの発足時から終了時までとする。
- 5 実行委員会は、他組織との協賛や他組織への後援の場合にも適用できる。

第15条 (広報委員会)

広報委員会とは、本会の広報誌の編集・発行を担当する組織である。

委員長は、役員、または会長から委嘱された者が担当する。

委員は、委員長が推薦し、役員会の承認を得る。

第16条 (事務局)

事務局は、本会の運営に必要な事務を取り扱う。

- 2 事務局は、第6条で定める事務局長、会計、書記2名、で構成する。
- 3 事務局に事務局員を置くことが出来る。

第17条 (会計)

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

- 2 本会の経費は、枚方市からの助成金、協力金をもって充当する。

(附 則)

本会則は平成11年5月23日より施行する。

本会則は平成19年5月20日より施行する。

本会則は平成29年5月21日より施行する。

本会則は令和3年5月23日より施行する。